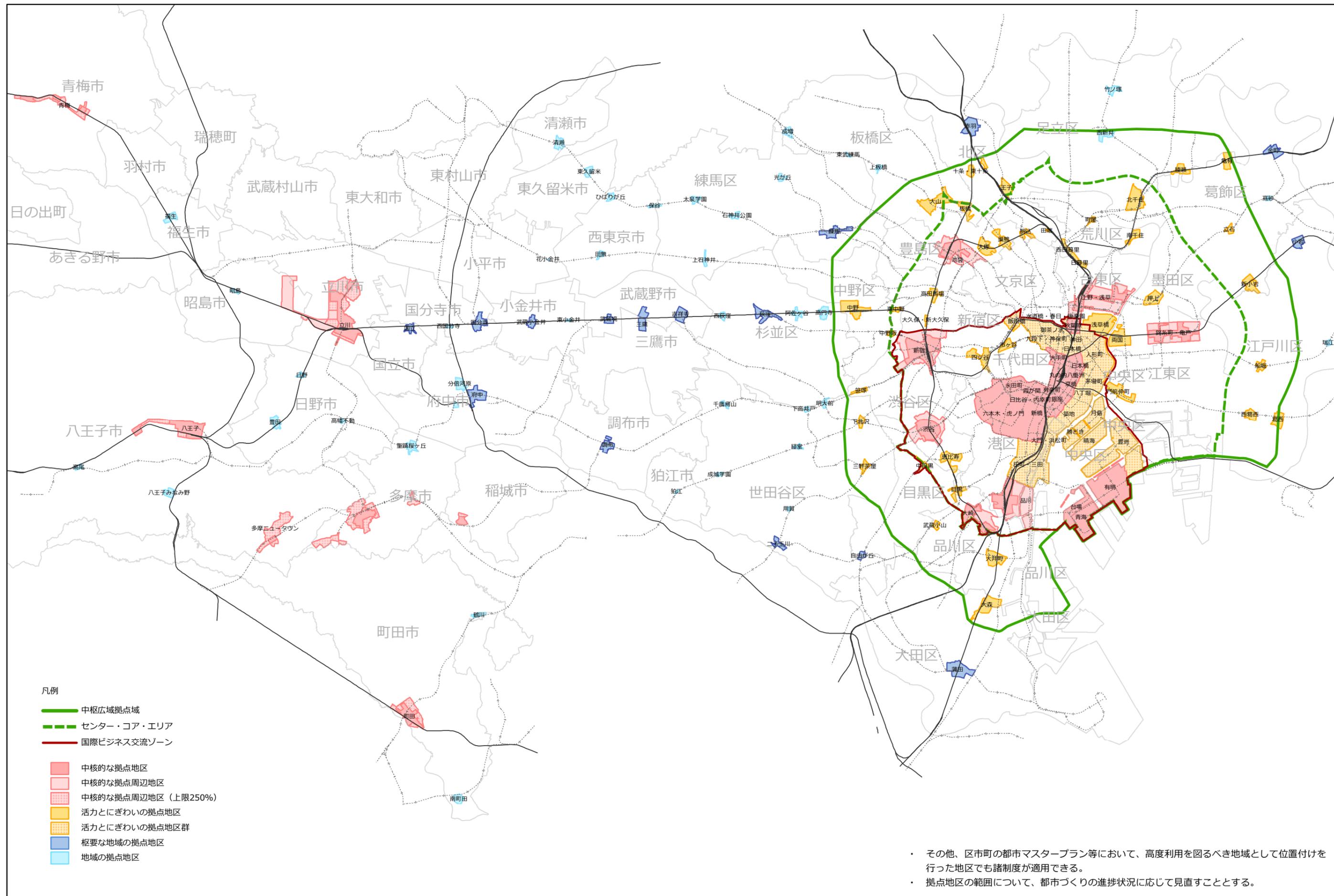


図2 拠点地区位置図



・ その他、区市町の都市マスタープラン等において、高度利用を図るべき地域として位置付けを行った地区でも諸制度が適用できる。
 ・ 拠点地区の範囲について、都市づくりの進捗状況に応じて見直すこととする。